

新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例

平成19年3月26日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。

(2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(指定区域)

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域（以下「商業地域等」という。）

(2) 新潟市自転車等放置防止条例（平成5年新潟市条例第24号）第7条の規定により指定された自転車等放置禁止区域（以下単に「自転車等放置禁止区域」という。）の道路に接する敷地

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、別表（ア）欄の用途に供する施設で同表（イ）欄の規模のものを新築しようとする者は、同表（ウ）欄により算定した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

2 別表（ア）欄の施設の用途の範囲並びに同表（イ）欄及び（ウ）欄の施設面積の算定方法は、規則で定める。

3 自転車等駐車場の駐車台数1台の面積は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第5条 別表（ア）欄の2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄により算定

した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

第6条 施設面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合は、第4条の規定にかかわらず、施設面積が5,000平方メートルまでの部分について別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に、施設面積が5,000平方メートルを超える部分について同欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の施設面積の合計(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合は、前条の規定にかかわらず、合計面積のうち5,000平方メートルまでの部分における各用途の施設面積の割合と、合計面積のうち5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、5,000平方メートルに当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計に、合計面積から5,000平方メートルを減じて得た面積に当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに同欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模の合計を加えた規模をもって、同欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車場の規模)

第7条 次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について商業地域等に指定される前又は敷地と接する道路が自転車等放置禁止区域に指定される前に建築された部分(第11条の規定により適用を除外されたものを含む。)を除く。)をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を設置しなければならない。

(1) 別表(ア)欄の用途に供する施設についての同表(イ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置)

第8条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分は、これを存しないものとみなす。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第9条 第4条から第7条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第10条 第4条から第7条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 施設の用途及び施設面積
- (3) 自転車等駐車場の位置及び規模
- (4) 自転車等駐車場の構造及び設備
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出に際しては、自転車等駐車場の位置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(適用の除外)

第11条 この条例の施行後新たに商業地域等に指定されたとき、及び敷地と接する道路が自転車等放置禁止区域に指定されたときは、指定された日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第12条 第4条から第7条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第7条まで、第9条又は第12条の規定に違反をした者に対して、相当の期間を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第14条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年10月1日前に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

別表(第4条 - 第7条関係)

(ア) 施設の用途	(イ) 施設の規模	(ウ) 自転車等駐車場の規模
小売店舗、物品(映画、音楽等の複製物に限る。)を賃貸する事業所及び飲食店	施設面積が400平方メートルを超えるもの	施設面積20平方メートルごとに1台
銀行その他の金融機関	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積25平方メートルごとに1台
遊技場その他これに類する施設	施設面積が300平方メートルを超えるもの	施設面積15平方メートルごとに1台
専修学校その他これに類する施設	施設面積が600平方メートルを超えるもの	施設面積30平方メートルごとに1台

備考 (ウ)欄による算定に当たって1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。